

# 城東中学校区基本構想策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

## 仕様書

### 1. 業務名

城東中学校区基本構想策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

### 2. 業務目的

本業務は、佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）実施計画（Ⅰ期）に基づき、佐野市立城東中学校区内における3小学校及び1中学校について、佐野市立佐野小学校を拠点校として統合・整備を図るにあたり、将来人口予測に基づく施設規模の設定及び建設に係る基本構想について検討・策定を行うとともに、民間資金等の活用を含む、事業手法全般の在り方について調査・検討を行うものである。

### 3. 調査対象（統合予定）校

佐野市立城東中学校区内に係る、以下の小中学校

- ・佐野市立佐野小学校（統合後の拠点校（設置箇所）として整備する）
- ・佐野市立天明小学校
- ・佐野市立城北小学校（一部の児童のみ）
- ・佐野市立城東中学校

### 4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

### 5. 業務内容

#### （1）基本構想の策定

##### ①本事業の位置付けの整理

第2次佐野市総合計画（基本構想、中期基本計画）、佐野市教育振興基本計画、佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）等の上位・関連計画における本事業の位置付けを整理する。

##### ②整備コンセプトの策定

各種関連計画や整備に係る各種要望等を整理し、城東中学校区小中一貫校の施設整備におけるコンセプトを策定する。

### ③施設規模の検討

城東中学校区小中一貫校における整備コンセプト及び将来人口予測等を踏まえた、将来必要となる学級数等の施設規模を検討する。

検討にあたっては、計画学級数、校舎・体育館等の施設規模（延床面積）のほか、普通教室・特別教室・管理諸室・給食関連諸室などの必要諸室構成を併せて検討すること。

### ④施設配置計画（案）の作成

城東中学校区小中一貫校における整備コンセプト及び施設規模等を踏まえ、施設配置計画（案）を作成する。作成にあたっては、施設敷地内における校舎等建物及び校庭等との関係性を踏まえたゾーニングを行い、安全で快適な学校環境を確保するよう留意すること。

### ⑤建築計画の検討

城東中学校区小中一貫校の施設規模及び施設配置計画（案）を踏まえ、建築計画（ゾーニング平面図、立面・断面イメージ図、鳥瞰イメージ図、その他イメージ図等）を検討するとともに、構造計画及び設備計画を検討する。

### ⑥通学方法の検討

城東中学校区小中一貫校への移転・入学により通学距離・通学時間が長くなる児童生徒の通学方法を検討する。スクールバスの導入を検討する場合は、概算費用、発着施設・待機施設の整備及び施設配置上の動線確保について検討を行うこと。

### ⑦概算事業費の算定

検討を行った各種計画（案）に基づき、施設整備に必要な概算事業費を算出する。

### ⑧整備スケジュールの検討

基本設計及び実施設計から工事完了までの整備スケジュールを検討する。

なお、工事におけるスケジュールの検討にあたっては、統合拠点校を運営しながらの工事であることに留意し、児童生徒の安全性や全体工期短縮及び移転による負担軽減を図った移転計画等を踏まえた工程とし、仮設校舎等を建設する場合としない場合の2通りの検討をすること。

### ⑨基本構想書の作成

上記の検討結果を踏まえ、城東中学校区小中一貫校整備事業における基本構想を策定し、基本構想書としてまとめる。

## (2) 民間活力導入可能性調査

### ①民間事業者への委託範囲の検討

本事業において民間事業者に委託する業務範囲（設計・施工・工事監理、解体除却、維持管理、運営）を設定し、市と民間事業者の役割分担を検討する。

### ②事業スキームの検討

民間事業者への委託範囲を踏まえ、本事業を行う上で導入が想定される民間活力導入手法を抽出し、各手法における特徴やメリット・デメリットを整理・比較し、事業手法、期間、支払方法等の事業スキームについての検討を行う。

### ③リスク分担の検討

本事業を民間活力導入により実施する場合、事業期間中に想定されるリスクを抽出し、市と民間事業者のリスク分担について検討する。

### ④市場調査

本事業の内容や想定される事業スキーム、市と民間事業者のリスク分担等を踏まえ、本施設への官民連携手法導入に関する市場調査を行う。

市場調査は、本事業への参画意欲、参画条件、事業費削減の可能性、事業手法やリスク分担に対する要望、整備・運営手法に関するアイデア等について、アンケートや個別ヒアリング等による意向把握を行うものとする。

### ⑤民間活力導入による効果（VFM）の検討

本事業にPFI事業等の民間活力を導入した場合の効果について、従来方式で本事業を実施した場合の事業費（PSC）と民間活力導入手法により行う場合の事業費（PFI-LCC）を算出し、市の財政負担の軽減効果（VFM）の算定を行う。

### ⑥事業スケジュール（案）の策定

以上で検討した民間活力導入型の事業手法・事業スキームを前提として、民間事業者の募集、選定、事業契約締結までの期間を含め、5.（1）⑧で検討した整備スケジュールをもとに、開校までの全体的な事業スケジュール（案）を策定する。

### ⑦民間活力導入に向けた課題の整理

民間活力導入型事業の実施にあたっての課題を整理し、その対策等について整理する。

## ⑧民間活力導入可能性調査報告書の作成

本業務において検討した内容を報告書としてとりまとめる。

## (3) 関連調査

### ①開校時の児童生徒数・こどもクラブの利用人数の推計

城東中学校区小中一貫校の施設規模検討のため、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）実施計画（Ⅰ期） 令和5(2023)年度～令和11(2029)年度」における開校目標年度（令和12年）の想定児童生徒数（約660人）の再検証を行うとともに、こどもクラブの想定人数を推計すること。

### ②教職員アンケート調査

調査対象（統合予定）校の教職員に対し、城東中学校区小中一貫校の整備に関する要望を聴取するため、アンケート調査を実施すること。

調査にあたっては、設問設計（全10問程度）、調査票作成、配布及び回収、回答集計、傾向分析、報告書作成等を行う。

なお、調査票の配布及び回収方法については、発注者と協議し決する。

### ③住民アンケート調査概要

調査対象（統合予定）校に在籍する児童生徒の保護者及び、城東中学校区内に居住する市民に対し、城東中学校区小中一貫校の整備に関する要望を聴取するため、アンケート調査を実施すること。

なお、調査票の配布及び回収方法については、発注者と協議し決する。

## (4) その他

### ①打合せ協議

打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。なお、状況に応じ、WEBによる打合せ協議も可とする。

### ②検討会議等に関する支援

検討会議等の運営について、会議に必要な資料作成及び説明補助等の支援を行うものとする。

※各種打合せ協議にあたっては、必ず本仕様書に定められた資格を有する技術者が出席するものとする。

## 6. 成果品

### (1) 本業務の成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ① 基本構想書（各種図面等、付属資料を含む） | A 4 サイズ：2 部              |
| ② 民間活力導入可能性調査報告書       | A 4 サイズ：2 部              |
| ③ 打合せ協議等議事録            | A 4 サイズ：1 部              |
| ④ 上記電子データ              | C D - R 又は D V D - R：2 部 |
| ⑤ その他必要な資料等            | A 4 ファイル綴じ：一式            |

### (2) 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の不良個所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を、速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

### (3) 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

## 7. 管理技術者並びに照査技術者の選任

- ① 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な業務実績を有する管理技術者と照査技術者を配置するものとする。なお、やむを得ず技術者を配置できない場合は、協力企業から配置することを妨げない。
- ② 管理技術者と照査技術者は、兼務することができないものとする。
- ③ 管理技術者は、一級建築士、技術士（建設部門/都市計画及び地方計画）若しくは R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者又は公共施設の整備に関する民間活力導入可能性調査若しくは事業者選定支援（アドバイザー）の業務実績を有する者とする。

## 8. 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。

受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。

また、貸与資料は、本業務完了後、発注者に速やかに返納するものとする。

## 9. 疑義等

受注者は、本業務遂行にあたって本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない詳細事項については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

10. 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

11. 完了検査

受注者は、本業務を完了した時は、速やかに成果品を発注者に提出して検査を受けなければならない。

# 城東中学校区基本構想策定及び 民間活力導入可能性調査業務委託

## 位置図

